

第 1 問

Aは被保佐人であるBとの間で、Bの所有する不動産を購入する契約（以下「本件契約」とする）を締結したが、後日Bが制限行為能力者であること及びBが本件契約を締結するにあたっては保佐人であるCの同意が必要であるにも関わらず、Bが同意を得ていなかったことを知った。そこで、Aは、1か月の期間を定めて、Bに対しCの追認を得るべき旨を催告した。この場合、民法の規定によれば、BはAに対していかなる通知を発しなければならないか。また、当該通知を発しなければ、本件契約の効果はどのようなものとみなされることとなるか。40 字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

1015

1	か	月	以	内	に	C	の	追	認	を	得	た	旨	の
通	知	を	発	し	な	け	れ	ば	、	本	件	契	約	を
取	り	消	し	た	も	の	と	み	な	さ	れ	る	。	

(44 字)

解説

■保佐人の同意を要する行為等（民法13条）

被保佐人が、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること等一定の行為をするには、原則として、その保佐人の同意を得なければならない（民法 13 条 1 項）。保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（同条 4 項）。

■制限行為能力者の相手方の催告等（民法 20 条）

制限行為能力者の相手方は、被保佐人に対しては、1 か月以上の期間内にその保佐人の追認を得るべき旨の催告をすることができる（民法 20 条 4 項前段）。この場合において、被保佐人はその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる（同項後段）。

よって、本間の場合、被保佐人Bは、1か月以内に保佐人Cの追認を得た旨の通知を発しないときは、本件契約を取り消したものとみなされることとなる。